

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、
翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の変更(地方課)
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(保険課)
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの(〃)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

土地改良区の定款の変更の認可(二件)(〃)

土地改良事業の認可(〃)

保安林の指定の解除予定(造林課)

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会
計課)

◇ 教 委 告 示

定例教育委員会の招集(総務課)

自衛官の募集(消防防災課)

告 示

鳥取県告示第九百五十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、国土調査法(昭和二十六年法律百五十号)第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成元年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成元年三月三十一日現在の地番による。)
大字湯山字志睦 道江	大字湯山字志睦道江のうち五六の一の一部、五六の五以外 の区域
大字湯山字西岡 土居	大字湯山字西岡土居の全域 大字湯山字志睦道江五六の一の一部、五六の五
大字湯山字東岡 土居	大字湯山字東岡土居の全域 大字湯山字益田二四六三から二四六五まで、二四六八の一、 二四六九の一、二四六九の二、二四六九の三の一部
大字湯山字古屋 敷	大字湯山字古屋敷の全域 大字湯山字益田二四六六
大字湯山字船入 稻場	大字湯山字船入稻場のうち二七五の一、二七六の一、二七 三の二と一をなす国有地以外の区域 大字湯山字益田二三六八から二三七六まで、二四六九の三

大字湯山字西入江	大字湯山字西入江の全域 大字湯山字益田二三四七から二三五一まで、二三六六、二三六七、二四六七の二、二四六九の三の一部 大字湯山字船入稲場二七五の一、二七六の一、二七三の二と一体をなす国有地 大字湯山字高浜二一六四の二七、二一六四の二八、二一六四の四六	の一部
大字湯山字八ノ尾澤	大字湯山字八ノ尾澤の全域 大字湯山字益田二三九五の一、二三九五の二、二三九六の一、二三九六の二、二三九七の一、二三九七の二、二三九八の一、二三九八の二、二三九九の一、二三九九の二、二四〇〇から二四〇二まで、二四〇三の一、二四〇三の二、二四六九の三の一部	
大字湯山字中溝澤	大字湯山字中溝澤の全域 大字湯山字益田二四三五	
大字湯山字溝尻澤	大字湯山字溝尻澤の全域 大字湯山字益田二四三六、二四六九の三の一部	
大字湯山字中所	大字湯山字中所のうち九四三の二、九六七の三と一体をなす国有地の一部以外の区域	
大字湯山字太田	大字湯山字太田の全域 大字湯山字太田澤一二五六の一 大字湯山字中所九四三の二、九六七の三と一体をなす国有地の一部	
大字湯山字太田	大字湯山字太田澤のうち一二五六の一以外の区域	

澤	大字湯山字中所九四三の二と一体をなす国有地の一部
大字湯山字東小屋	大字湯山字東小屋のうち二二六〇以外の区域
大字湯山字船山	大字湯山字船山の全域 大字湯山字東小屋一二六〇
大字湯山字益田	大字湯山字益田のうち二三四七から二三五一まで、二三六六から二二七六まで、二三九五の一、二三九五の二、二三九六の一、二三九六の二、二三九七の一、二三九七の二、二三九八の一、二三九八の二、二三九九の一、二三九九の二、二四〇〇から二四〇二まで、二四〇三の一、二四〇三の二、二四三五、二四三六、二四六三から二四六六まで、二四六八の一、二四六八の二、二四六九の一、二四六九の二、二四六九の三の一部以外の区域
大字湯山字高浜	大字湯山字高浜のうち二一六四の二七、二一六四の二八、二一六四の四六以外の区域

鳥取県告示第九百五十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
有限会社サエグ サ薬局	鳥取市片原一丁目二二一	平成元年八月一日
今井歯科医院	米子市上後藤五九一二十七	〃
石谷小児科医院	鳥取市上魚町一三	平成元年八月六日
谷岡薬局	鳥取市永楽温泉町一〇五一三	平成元年七月十六日

鳥取県告示第九百五十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松尾 聡	鳥国医第三、九九〇号	平成元年七月六日
八木 正樹	鳥国医第三、九九一号	平成元年七月十四日
麓 佳良	鳥国医第三、九九二号	平成元年八月二日
植田 浩志	鳥国歯第五五五号	平成元年七月十四日
辻 恭子	鳥国薬第七〇九号	〃
島田 和子	鳥国薬第七一二号	平成元年六月八日

鳥取県告示第九百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり鴨ヶ池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 西村 秋雄 米子市福万一四七一六

平成元年七月十七日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 田 村 幸 則 米子市福万一九五一一

平成元年八月十四日就任 任期平成五年三月二十二日まで

鳥取県告示第九百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、福部地区土地改良区の定款の変更を平成元年九月二十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、天神野土地改良区の定款の変更を平成元年九月二十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大栄町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業奥山地区農道整備）を平成元年九月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町北六丁目三五二、三五三、三五四、三五五、四四六の一、四四六の二、四四九の一から四四九の三まで、四五〇の一、四五〇の二

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第九百五十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成元年十一月二十日から施行する。

平成元年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

北条文店

東伯郡北条町
大字北尾

を

北条文店	東伯郡北条町 大字北尾	株式会社山陰合同 大栄支店
大栄支店	東伯郡大栄町 大字由良宿	

に改める。

銀行

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成元年九月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

- 一 日時 平成元年九月二十八日（木）午前十時十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題

- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
- 2 その他

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、平成元年度第3次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり公告する。

平成元年9月22日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 採用する自衛官
二等陸士、二等海士及び二等空士
- 2 募集期間
平成元年10月1日から同年12月31日まで
- 3 試験期日

募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

4 試験場

鳥取市鍛冶町18番3号

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市山根字早見田540 パールビル内

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町327 古矢ビル内

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

5 採用予定月

10月及び11月

6 その他

(1) 応募資格

採用予定月の1日現在で満18歳以上25歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第88条第1項に定める欠格事項に該当しないものとする。

(2) 試験科目

ア 筆記試験(国語(作文を含む。)、社会及び数学)

イ 身体検査

ウ 口述試験

エ 適性検査